

議案第 50 号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めたいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 号第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____ _____ _____ _____
損害賠償の額	10,000,000円
事件の概要	別紙

(別 紙)

・事件の概要

心筋梗塞のため当院へ入院中の患者について、平成30年6月7日、深夜の巡視前に、ナースステーションにおいて、心電図モニターを確認した際に、心電図モニターの電極が外れていることがわかり、病室へ訪室したところ心肺停止状態で発見した。蘇生処理を行い一時的に心拍再開するもその後、心肺停止となり、そのまま死亡された。

心電図モニターの情報を確認すると電極が2時間程度外れていた事に気付かない状況であった。心電図モニターの警報レベルは3段階あり、電極外れ時の警報レベルは、一番低いレベルとなっていた。他の上位レベルのアラームが鳴っている場合は、下位レベルのアラーム音がならない状態となってしまうため、気付くのが遅れた。また、アラーム音は常時鳴っている状況でアラーム音の発生も常態化しており、この事も発見が遅れた一因である。心電図モニターのチェックを行い早期に対応しておれば生存する可能性があり、遺族である相手方より損害賠償慰謝料等を求められた。